

# CARBON NATURAL LEASE

## カーボンオフセットの実施に関する証明書

財団法人 広島県勤労者福祉推進協会 御中

貴社との間で締結した 2010 年 4 月 20 日付リース契約（契約No.600733021）及びこれに関連する同日付カーボンオフセット業務に関する覚書（以下「本覚書」といいます。）に基づき、下記のとおり移転記録申請手続を実施いたします。

なお、本証明書で使用される各用語は、本証明書で別途定めるものを除き、本覚書において定義された用語と同一の意義を有するものとします。

### 記

#### 【本算定割当量の表示】

本算定割当量の種類	CER（但し、A/R CDM に基づく I-CER 及び t-CER を除く。）	
発生源プロジェクトに関する事項	プロジェクト実施国	韓国
	プロジェクト名	韓国ウルサン市における HFC 類破壊プロジェクト
	プロジェクト番号	0003
	プロジェクトの概要	HCFC22 製造工場から副生する HFC23 を分解処理することにより、GHG 排出削減を行うもの。
本算定割当量の数量	3 t-CO <sub>2</sub>	

#### 【実行日の表示】

移転記録申請手続の実行日	本リース契約の検収完了日が属する月の翌月以降最初に到来する 3 月、6 月、9 月又は 12 月の末日。
--------------	--

2010 年 4 月 20 日

広島市中区本通7番19号  
三菱UFJリース株式会社  
広島支店長 東 賢 一



## 定義集

- (1) 「CDM プロジェクト」とは、京都議定書第 12 条に規定される低排出型の開発の制度 (Clean Development Mechanism) をいう。
- (2) 「A/R CDM」とは、新規植林・再植林に係る CDM プロジェクトをいう。
- (3) 「CER」とは、温対法第 2 条第 6 項第 4 号に規定される、京都議定書第 12 条 3(b)に規定する認証された算定割当量をいう。
- (4) 「1-CER」とは、京都議定書締約国会議で定められた長期期限付きクレジットをいう。
- (5) 「t-CER」とは、京都議定書締約国会議で定められた短期期限付きクレジットをいう。
- (6) 「t-CO<sub>2</sub>e」とは、二酸化炭素換算量を単位にして温暖化ガスの地球温暖化係数を測定する際の基準をいい、これに従い、1 単位は CO<sub>2</sub> の 1 メトリックトンの算定割当量相当とする。
- (7) 「温対法」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成 10 年法律第 117 号、その後の改正を含む。) をいう。
- (8) 「管理口座」とは、温対法第 31 条第 1 項第 2 号に定める管理口座をいう。
- (9) 「気候変動枠組条約」とは、1992 年 5 月 9 日に採択された、気候変動に関する国際連合枠組条約 (United Nations Framework Convention on Climate Change。その後の改正を含む。) をいう。
- (10) 「京都議定書」とは、1997 年 12 月 1 日から同月 10 日の間に日本の京都において開催された締約国会議に基づき、同月 11 日付で作成された気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書をいう。
- (11) 「京都議定書締約国会議」とは、京都議定書第 1 条第 1 項に定める意味を有する。
- (12) 「算定割当量」とは、温対法第 2 条第 6 項に規定される算定割当量をいう。
- (13) 「本リース期間」とは、本リース契約に規定されるリース期間をいう。
- (14) 「割当量口座簿」とは、京都議定書第 7 条 4 に基づく割当量の計算方法に関する国際的な決定に従って、温対法第六章の規定その他法令等に基づいて開設される割当量口座簿をいう。

# CARBON NATURAL LEASE

## カーボンオフセットの実施に関する証明書

財団法人 広島県勤労者福祉推進協会 御中

貴社との間で締結した2010年4月20日付リース契約（契約No.600733046）及びこれに関連する同日付カーボンオフセット業務に関する覚書（以下「本覚書」といいます。）に基づき、下記のとおり移転記録申請手続を実施いたします。

なお、本証明書で使用される各用語は、本証明書で別途定めるものを除き、本覚書において定義された用語と同一の意義を有するものとします。

### 記

#### 【本算定割当量の表示】

本算定割当量の種類	CER（但し、A/R CDMに基づくI-CER及びt-CERを除く。）	
発生源プロジェクトに関する事項	プロジェクト実施国	韓国
	プロジェクト名	韓国ウルサン市におけるHFC類破壊プロジェクト
	プロジェクト番号	0003
	プロジェクトの概要	HCFC22製造工場から副生するHFC23を分解処理することにより、GHG排出削減を行うもの。
本算定割当量の数量	1 t-CO <sub>2</sub>	

#### 【実行日の表示】

移転記録申請手続の実行日	本リース契約の検収完了日が属する月の翌月以降最初に到来する3月、6月、9月又は12月の末日。
--------------	--

2010年 4月 20日

広島市中区本通7番19号  
三菱UFJリース株式会社  
広島支店長 東 賢一



## 定義集

- (1) 「CDM プロジェクト」とは、京都議定書第 12 条に規定される低排出型の開発の制度 (Clean Development Mechanism) をいう。
- (2) 「A/R CDM」とは、新規植林・再植林に係る CDM プロジェクトをいう。
- (3) 「CER」とは、温対法第 2 条第 6 項第 4 号に規定される、京都議定書第 12 条 3(b)に規定する認証された算定割当量をいう。
- (4) 「I-CER」とは、京都議定書締約国会議で定められた長期期限付きクレジットをいう。
- (5) 「t-CER」とは、京都議定書締約国会議で定められた短期期限付きクレジットをいう。
- (6) 「t-CO<sub>2</sub>e」とは、二酸化炭素換算量を単位にして温暖化ガスの地球温暖化係数を測定する際の基準をいい、これに従い、1 単位は CO<sub>2</sub> の 1 メトリックトンの算定割当量相当とする。
- (7) 「温対法」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成 10 年法律第 117 号、その後の改正を含む。) をいう。
- (8) 「管理口座」とは、温対法第 31 条第 1 項第 2 号に定める管理口座をいう。
- (9) 「気候変動枠組条約」とは、1992 年 5 月 9 日に採択された、気候変動に関する国際連合枠組条約 (United Nations Framework Convention on Climate Change。その後の改正を含む。) をいう。
- (10) 「京都議定書」とは、1997 年 12 月 1 日から同月 10 日の間に日本の京都において開催された締約国会議に基づき、同月 11 日付で作成された気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書をいう。
- (11) 「京都議定書締約国会議」とは、京都議定書第 1 条第 1 項に定める意味を有する。
- (12) 「算定割当量」とは、温対法第 2 条第 6 項に規定される算定割当量をいう。
- (13) 「本リース期間」とは、本リース契約に規定されるリース期間をいう。
- (14) 「割当量口座簿」とは、京都議定書第 7 条 4 に基づく割当量の計算方法に関する国際的な決定に従って、温対法第六章の規定その他法令等に基づいて開設される割当量口座簿をいう。